

熊本地震に伴う被災地救援等のために使用する対象車両の有料道路無料措置について

平成 28 年熊本地震に伴う災害ボランティア活動に使用する車両に対して、有料道路の通行料金について無料措置が講じられることとなりました。

以下、「岡山県 ホームページ」より抜粋

平成 28 年熊本地震に伴う災害ボランティア活動（あらかじめ被災市町村の災害ボランティアセンターによる確認を受けた活動に限ります。）に使用する車両に対しては、県内各市町村において「災害派遣等従事車両証明書」を交付します。

高速道路等有料道路を出る際に本証明書を料金所にご提出いただくことによって、有料道路の通行料金について無料措置が講じられます。

申請から交付までの流れは、次のとおりです。

「証明書」発行までの流れ

（１）被災市町村の災害ボランティアセンター等に対し、（様式１）により、「証明書」発行に係る災害ボランティア活動の確認を依頼してください。

※（様式１）に申請者が必要事項を記入し、Fax 又は Email で送信してください。

（２）確認後、（様式１）に押印した文書が、災害ボランティアセンター等から申請者に返信されます。

※Email の場合は、災害ボランティアセンター等から送られたメール本文の添付も必要となりますのでご注意ください。

（３）災害派遣等従事車両証明の申請書（様式２）に（様式１）を添付して、県内の市町村へ申請をしてください。

※申請に当たっては、「証明書」の必要枚数を記入していただきます。「証明書」は、車両 1 台につき 1 回の通行に 1 枚必要で、料金所ごとに必要となりますので、走行経路や交通事情等をご確認の上、正確な枚数を申請してください。

（４）市町村が押印した災害派遣等従事車両証明書（様式３）が発行されます（郵送又は手渡し）。

（５）高速道路等有料道路の料金所で「証明書（様式３）」をご提示いただくことにより、高速道路等有料道路の料金が無料になります。

※「証明書」によるＥｔｃレーン及びスマートＩｃの利用はできません。入口では必ず通行券を受け取り、出口で通行券と様式３を提出してください。

詳細の確認、及び様式（１）、（２）のダウンロードは、「岡山県 ホームページ」から可能です。